

Dataline

A look at current financial reporting issues

No. 2011-05
January 27, 2011

目次:

概要	1
要点	1
コメントの要約	1
背景	3
予備的再審議プラン	3
コメント・レター	4
リースの定義および その識別	5
適用範囲の除外	6
借手の会計処理	7
貸手の会計処理	7
延長オプション	8
変動リース料	10
損益の認識パターン	11
購入オプション	12
複数要素契約、 未履行費用、および サービス契約	12
見直し	13
要求される 追加ガイダンス	14
経過措置	15
開示	16
実行可能性および 費用対効果	17
税務/規制上の影響	17
質問	18

リース

コメントの概要

概要

要点

- 米国財務会計基準審議会 (FASB) および国際会計基準審議会 (IASB) (以下、両審議会) は、2010年8月17日に公表した公開草案「リース」(ED) に対して770通以上のコメント・レターを受領しました。コメント期間は2010年12月15日に終了しました。また、両審議会は財務諸表の利用者および作成者への直接的なアウトリーチ活動を実施し、ロンドン、香港、シカゴ、およびノーウオークで公開円卓会議を開催しました。
- PwCは、多くのテーマ(論点)が、コメント・レターや円卓会議、さらには複数の業界において、繰り返し取り上げられていることに注目しました。大多数の回答者が、特に借手の会計処理について、このプロジェクトの必要性を総じて支持していますが、大部分の回答者が当EDに含まれる提案の多数の側面について重大な懸念を持ち、両審議会に対して高品質かつ実行可能な基準の作成のために必要な時間をかけるよう強く勧めています。
- 基準案の技術的適用に関するコメントに加えて、多くの回答者が基準案の実行可能性、費用対効果、ビジネスへ予期せぬ影響を与える潜在的可能性について懸念を表明しています。
- 両審議会は、2011年第2四半期に最終基準を公表することを目標としていますが、依然として多くの作業が残っていることを認識しています。最終基準の発効日はおそらく2014年以後になるでしょう。

コメントの要約

- 以下の表は、コメント・レターのテーマを主要トピック別にまとめたものです。

重要な領域	コメントの要約
適用範囲の除外	現在、リースとして会計処理されているほとんどの契約は当該基準を準拠すべきであるという概ね一致した意見がありました。しかし、短期リースおよび無形資産のリースに

重要な領域	コメントの要約
	<p>関して基準案を再検討するよう求める声も多数ありました。</p>
借手の会計処理	<p>多くの回答者は、少なくとも単純なリースの貸借対照表上の影響に関して、借手の使用権モデルを支持しました。しかし、多くの回答者は、より複雑なリースに関する測定規定には反対しています。さらに、多くの回答者が、EDにおける「見なしファイナンス」(deemed finance)の前提およびその結果として早期化される費用の認識パターンに対して懸念をもっています。</p>
貸手の会計処理	<p>貸手の会計処理に関する意見はもっと多様です。当EDは、特定のリースには履行義務アプローチに基づく会計処理、その他は認識中止アプローチを使用することを求める「混合」モデル(hybrid model)を提案しています。貸手の会計処理について提案されているこの混合モデルは、変更を正当化できるほど現行モデルを十分に改善する内容にはまだ至っていないと、多くの回答者は考えています。一部の回答者は、様々なビジネス・モデル(例:ファイナンス vs. 使用目的の契約)に対応するために、混合モデルは必要であると考えています。一方、混合モデルは収益認識の公開草案における概念と首尾一貫しておらず、認識中止アプローチのみが認められるアプローチであると考えている回答者もいます。</p>
延長オプション	<p>ほとんどすべての回答者が、リース期間の定義として、「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こり得る期間」に同意していません。なぜなら、負債の定義を満たさない延長期間における金額が認識される可能性があると考えているからです。さらに、多くの回答者は、このアプローチはその適用において主観性が高くなり、結果としてボラティリティが増大し、実務において会計操作の対象となる可能性があると考えています。一方、ほとんどの回答者は一定の延長オプションが含まれるべきであると考えていますが、認識されるべきと考える閾値については異なる意見があります。</p>
変動リース料	<p>当EDは、基本的に、「確率加重」アプローチを使用した変動リース料を、計上額に含めることを要求しています。回答者の多くは、確率加重アプローチには批判的であり、「最善の見積り」アプローチがより適切であると考えています。一部の回答者は、特定タイプの変動リース料(使用量、業績、または指標ベースの変動リース料)は、異なる処理を行うべきであると考えていますが、リース料計上額に含まれる変動リース料の種類と理由については異なる見解があります。</p>
損益認識パターン	<p>当EDにおいて、使用権モデルには固有の財務要素が含まれています。この使用権モデルの適用により、オペレーティング・リースの費用認識パターンがリース費用から償却費と利息費用の組み合わせに変わります。さらに、現在のオペレーティング・リース会計や現金支払のタイミングと比較すると、費用の認識の早期化という結果になります。多くの回答者は、このモデルの有効性に疑問を呈しました。</p>
購入オプション	<p>当EDは、購入オプションは、行使時にのみ会計処理されることを提案しています。多くの回答者は、購入オプションをリース・モデルの一部とみなすべきだと考えています。</p>
複数要素契約、履行費用、およびサービス契約	<p>当EDは、リースを、実質的な販売／購入やサービス契約と区別するガイダンスを含んでいます。また、リースを含む契約のサービス部分を識別するガイダンスも含んでいます。多くの回答者(借手および貸手の両方)は、買手が原資産を取り換えることができる、または契約で識別される特定資産がない複数要素契約に組み込まれたリースの会計処理に関して懸念を持っています。リースとサービス契約を含む複数要素契約は、特に不動産リースに関して、多くの関係者の大きな懸念事項となっています。多くの回答者は、サービスおよび未履行費用を、収益認識の公開草案に基づく区別できるサービス(distinct service)の定義に関連付けようとするのではなく、リース料から除外すべきであると考えています。多くの回答者は、現時点において、複数要素契約に重要な会計上の影響を有する可能性のある「組込リース」の潜在的な影響額について懸</p>

重要な領域	コメントの要約
	念を表明しています。
見直し	当EDは、事実および状況により、前報告期間から金額に重要な変動があることが示唆されている場合には、重要な仮定を見直さなければならない、と提案しています。多くの回答者は、このアプローチの実行可能性および費用対効果を懸念しています。これらの回答者は、年度ごとに見直しを行うことが適切だろうと指摘するものがある一方で「兆候に基づく」見直しを提案する者もいました。
経過措置	当EDは、「簡便的な遡及」アプローチを定めており、早期適用は認めていません。多くの回答者は、費用対効果を理由にこのアプローチを支持しましたが、人為的で臨時的費用発生パターンをもたらすと考える回答者もいました。さらに、多くの回答者が経過措置についての全般的な論点(例:「後知恵」(hindsight)の使用)や、個別の論点(例:セール・リースバック、レバレッジド・リース、ビルド・トゥ・スーツ型リース)についてより多くのガイダンスを求めています。
開示	ほとんどの回答者は、包括的な開示目的を支持しましたが、財務諸表作成者は、開示量および財務諸表表示を決定する際に判断を行使することが認められるべきだと考えています。

背景

.2 リース契約は、短期の資産賃借から長期の資産担保融資に至るまで、幅広いビジネス・ニーズを満たしています。リースにより企業は、オフィスや小売店舗スペースからホテルの部屋、設備、自動車、および航空機にいたる資産を、多額の初期現金支出を行うことなく使用することができます。資産を購入できない場合、資産の使用権を入手する唯一のオプションがリースになる場合があります。

.3 多くのオブザーバーは、長い間、現行の借手会計モデルは、会計規則の基礎である概念的フレームワークと首尾一貫していないと考えてきました。現行ガイダンスは、借手がリース取引をオペレーティング・リースに分類するために取引をストラクチャリングする余地を与えており、その結果、オフバランス処理を認めていることを主張しています。現行ガイダンスは、航空会社が一切の航空機をオンバランスしない、という外見的には不合理にみえる状態をもたらしていることも指摘しています。

.4 2005年6月に、米国証券取引委員会は「2002年サーベンス・オクスリー法第401条(c)項に基づく、オフバランス・シート取引、特別目的事業体、財務諸表の利用者によるファイリングの透明性に関する報告および勧告」を公表しました。この報告書における重要な提言のひとつは、主に借手によるオフバランス処理をなくすために現行のリース基準を改訂する必要があるというものでした。

.5 両審議会のグローバルでのコンバージェンスの取り組みの一環として、両審議会は、2007年、そのアジェンダに合同プロジェクトを追加し、単一で国際的なリース基準を策定する作業を行ってきました。当プロジェクトは、G4+1が公表したスペシャル・レポート「リース:新たなアプローチの実施」というタイトルの1999年/2000年度白書に含まれている前回の作業をベースに進められてきました。両審議会は、2009年3月に類似するディスカッション・ペーパーを公表し、公開草案を2010年8月に公表しました。

.6 基準案の重要点に関する詳細な議論および2010年11月30日に両審議会に対して提出したPwCのコメント・レターについては、Dateline2010-38を参照。

予備的再審議プラン

.7 IASB/FASBスタッフは再審議プランを策定中であり、今後の再審議において重点的に取り上げられ

る可能性のある最重要分野の5項目を予備的に特定しています。5項目は以下の通りです。

- リースの定義
- 貸手の会計処理
- リース期間(すなわち、延長オプション問題)
- 変動リース料
- 損益の認識パターン

.8 これらの重要な領域の再審議中に行われる決定が、当プロジェクトの適用範囲や方向性を大幅に変更する可能性があります。両審議会のスタッフは、両審議会がこれらの重要な懸念事項に取り組む時に対処すべきその他の分野や適用問題のより広範にわたるリストについての確認も行いました。

コメント・レター

.9 両審議会は、30カ国以上の回答者から、770通以上のコメント・レターを受領しました。回答数が多いことは、基本的なビジネス・ツールとしてリース取引が重要であることおよび普及していることを反映しています。

.10 回答者には、財務諸表作成者、業界団体、専門職団体、各国の基準設定機関／規制当局、個人、監査人、コンサルタント、学者、および財務諸表利用者が含まれていました。また、回答者には、金融サービス、不動産、小売、自動車、航空機、電気通信、産業製品およびユーティリティを含む幅広い産業界における借手および貸手の両方が含まれていました。公開円卓会議では、財務諸表利用者からのフィードバックが相対的に少ないことに対する懸念の声、そして、両審議会／スタッフによる当該グループに対するより多くのアウトリーチ活動の必要性が論じられました。

.11 回答者は、北米、ヨーロッパ、および国際的組織(主要な多国籍企業または国際会計事務所など)などに偏っていました。北米からの回答が比較して多い理由として、(i) US GAAPには、IFRSにおける中小規模企業会計と同等のものがいないため、新基準はより広い範囲の企業グループ(公開企業および非公開企業の両方)に適用されること、さらに(ii) 米国には現在、投資不動産基準がないため、すべての不動産の貸手が適用範囲に入ることが、円卓会議において推測されました。

.12 回答者の多くはEDの特定の分野にのみ言及しており、EDに提示されている詳細な質問には回答していませんでした。そのため、個々の問題に対して回答者がどのような反応を示したのか正確な比率を提示することは不可能です。したがって、当Datalineの解説では、コメント・レターの中で、または公開円卓会議の討議において表明されたある論点に関する特定の見解における優勢の程度を伝える際に、「大部分(majority)」「多くの(many)」「数人の(several)」または「一部の(some)」などの用語を使用しています。

.13 回答者の大部分は、プロジェクトの全体的な目的を支持している一方で、以下を含む重要な規定の一部について多くの懸念を持っていました。

- リースの定義およびその識別
- 適用範囲の除外
- 借手の会計処理
- 貸手の会計処理
- 延長オプション

- 変動リース料
- 損益の認識パターン
- 購入オプション
- 複数要素契約、未履行費用、およびサービス契約
- 見直し
- 要請された追加ガイダンス
- 経過措置
- 開示
- 実行可能性および費用対効果
- 税金/規制上の影響

.14 以下のパラグラフで、上記のトピックに関する回答者のコメントを要約しています。「PwCの見解」の中では、PwCが両審議会に提出したコメント・レターで表明した見解を記載しています。

リースの定義およびその識別

.15 このプロジェクトをフォローしてきた多くの人を最も驚かせているのは、現行の会計モデルおよび提案されているモデルの両方において、取引がリースを含むか否かという根本的な問題に対する懸念が大きいことです。法的にリースとして特定された多くの取引は、提案されている定義に基づくと、会計目的上はリースではない可能性がある指摘する回答者もいました。一方、一部の回答者は、特定の他の契約（他の名称で呼ばれている長期売電契約など）は、根本的にリースである可能性がある指摘しました。また、「組込リース」を含む複数要素契約は、当初の予測よりも多く存在する可能性があること、ひいては基準案を適用する際に複雑性が実質的に高まると大いに懸念する回答者もいました。

.16 当EDは、リースを「特定の資産（原資産）を使用する権利が、一定期間にわたり、対価と交換に移転される契約」と定義しています。多くの回答者は、この定義では、実務において適用することは困難であると懸念しました。この定義は、現行の会計モデルと首尾一貫していますが、オペレーティング・リースの既存の会計処理は、ほとんどの場合において、未履行契約の会計処理と実質的に違いはありません。対照的に、契約のリース要素の会計処理は、提案されているモデルでは実質的に異なる可能性があります。従って、契約全体がリースかまたは一部がリースかの評価、および対価の複数要素間における適切な配分がより重要になります。

.17 多くの回答者は、貸手が物的資産を交換できる、または借手が資産を支配しない状況において、定義を適用する際に、資産が「特定されているか」どうかに関して、その評価の方法およびレベルについてガイダンスを要求しました。契約当事者はどの物的資産がリースされるか、また場合によっては、いくつの物的資産がリースされるかさえも知らずに、マスター・リース契約を締結することがある、と多くの回答者は指摘しています。さらに、貸手が資産を交換するまたは資産を支配する能力に関して、様々な業界（例：コンピュータ、コピー機、および鉄道車両）における多くの具体的な事例が回答者より挙げられました。

.18 多くの回答者は、契約にリースが含まれているか否かに関する現行のリース・ガイダンス（以前のEITF 01-8およびIFRIC4）の適用において、現在直面している問題点のいくつかについて懸念を提起しています。公開草案において、このガイダンスは、本質的に引き継がれています。

PwCの見解:

PwCは、両審議会に対して、この機会を利用して総体的に適用範囲を検討し、最終基準において、既存のガイダンス(例:旧EITF01-8およびIFRIC4)における既知の問題の多くに対処することも要求しています。両審議会は、リース要素またはいわゆる「組込リース」をどのように識別するかに関するガイダンスも提供する必要があります。さらに、貸手が資産を交換することができる、または資産に対する支配を有している状況において、「特定」資産の概念をどのように適用するかに関するガイダンスを提供する必要があります。

適用範囲の除外

.19 プロジェクトの適用範囲については、公開草案およびディスカッション・ペーパーの段階において、あまり注目されていませんでした。その理由は、当プロジェクトの適用範囲は、大筋において既存のリース会計基準が現在適用される取引の範囲と一貫しているはずであると多くの人が期待していたためであると考えられます。IFRSにおいて、IAS17は特定の無形資産の取引に適用されますが、US GAAPの現行リース基準は無形資産のリースには適用されません。多くの回答者がこの不整合に気付いており、両審議会に対して、個別プロジェクト、またはリース・プロジェクトの範囲の拡大によってこの問題に対処することを要請しました。

.20 短期リース: 大多数の回答者は、短期リースにおける簡便的処理の提案を支持しています。大多数の回答者は、両審議会による、短期リースにおける貸手の簡便的処理に合意していますが、多くは、借手の簡便的処理は十分ではないと考えています。借手にとって、多くの短期リースを識別し追跡する(例:各報告期間末時点でホテルの部屋またはレンタカーを使用している各従業員を識別する)コストは負担であると考えており、このコストは、財務諸表利用者が受け取る情報の価値と見合わないと考えています。

.21 不動産: 多くの回答者は、IAS40に従って公正価値で測定されている投資不動産を、貸手の会計処理から除外する両審議会の提案を支持し、FASBに投資不動産プロジェクトを完了させ、その結果おそらくUS GAAPにおいても同様に適用範囲除外とすることを求めました。それらの回答者は、FASBに対して、両基準を同時に適用できるよう、かかるプロジェクトのタイミングを検討するよう求めました。さらに、多くが、FASBに対して、現在、公正価値に基づく投資不動産として会計処理されている年金ファンドや特定の不動産投資ファンド事業体について適用範囲から除外することも奨励しました。

.22 数人の回答者は、新基準の適用範囲から非中核資産(例:コンピュータ、コピー機)のリースを除外する可能性を再検討することも両審議会に提案しています。

PwCの見解:

PwCは、短期リースにおいて資産および負債の認識を要求しない貸手の簡便処理を支持しています。当基準の目標は、財務諸表の利用者に報告企業の長期債務に関するより多くの情報を提供することだと考えています。短期リースにおいて、借手の貸借対照表に資産および負債をグロスアップで含めることにより提供される付加価値はほとんどないと考えています。我々は、短期リースを合計すると重要性があるという点において両審議会の見解に同意しますが、通常、財務諸表利用者が経済的意思決定を行う際に、短期リースが重要性があるとは考えていません。

PwCは、公正価値で測定されている不動産を適用除外とすることを(国際的および米国内の両方において)支持しており、投資不動産についてUSGAAPがIFRSとコンバージェンスすることは重要な目標でなければならないと考えています。

借手の会計処理

.23 大多数の回答者は、少なくとも単純なリースの貸借対照表への影響に関して、全体としては使用権モデルを支持しました。しかし、大多数の回答者は、延長オプションと変動リース料の会計処理方法について懸念をもっています。さらに、多くが、費用の性質および損益の認識パターンの提案についても懸念を持っています。これらの主要な懸念事項について、当データラインの後半で、さらに詳細に解説しています。

PwCの見解:

PwCは、提案されている使用権アプローチが、単純なリースから発生する資産および負債を原則に基づいて認識するモデルを開発するという両審議会の目的を、達成していると考えます。我々は、借手が、リース期間中に原資産を使用する権利を表す資産(使用権資産)およびリース料を支払う負債を認識すべきという点には同意しています。しかし、オプションおよび変動リース料を含むより複雑なリースに関連するリース料支払債務および使用権資産の測定について、両審議会に同意しません。我々は、財務諸表利用者にとって損益の認識パターンの有用性について懸念をもっています。(当データラインの後半の解説を参照)

貸手の会計処理

.24 多くの回答者は、現行の貸手の会計モデルが、根本的に破綻しているとは考えていないことを表明しました。多くは、潜在的影響について一貫したコメントを行うためには、十分な時間、および特定の規定の適用方法についてより多くのガイダンスが必要だと指摘しました。たとえば、適切なアプローチ(認識中止アプローチ 対 履行義務アプローチ)を選択する規準の適用方法は、多くの回答者にとって明確ではありませんでした。

.25 さらに、一部の回答者は、認識中止モデルにおける収益認識の適切性(特定の状況で認識中止モデルが選択された場合)について、懸念を示しました。とくに、これらの回答者は、リースの「予想期間」に延長オプションを含めることにより、貸手は原資産の重要なリスクにさらされていないという実際のリスク・エクスポージャーと整合しないという、不適切な結論につながる可能性について懸念を抱いていました。

.26 多くの回答者は、異なる事業モデルにおいて予測される様々な状況を鑑みると、EDで提案されている混合モデルが唯一の潜在的な解決法であると考えています。たとえば、多くの機材メーカーの貸手は、信用リスクおよび一部の比較的重要性の低い残価リスクを除き、実質的にすべてのリスクと経済的便益を借手に移転しています。その結果、これらの貸手は、基本的にこの取引を売却および同時に行われるファイナンスとみなし、その会計処理において経済的見地を反映させる必要があると考えています。一方、資産の一部(例:オフィス・ビルの1フロア)または資産の耐用年数の一部の期間だけ(例:40年の耐用年数を有する不動産の10年間)をリースしている貸手は、資産を売却しているとは考えず、したがって、売却をファイナンスしたとは考えていません。

.27 多くの回答者は、提案されている混合モデルが現行のガイダンスを十分に改善したものであるとは考えておらず、両審議会が十分な時間をかけて、提起されている貸手の問題をもっと詳細に検討し、貸手モデルについて、潜在的な可能性として再公開草案を出すまた実地試験を行うまでは、貸手の会計処理を現在の形のまま継続させるべきだと考えています。

.28 回答者は、今後の方向性について異なる見解をもっており、借手のリース会計を貸手のリース会計と別個に進めることについて提案しています。多くの回答者は、プロジェクト全体を延期して、首尾一貫したやり方と首尾一貫した枠組みに基づき貸手・借手の両方の会計に取り組むべきであると指摘しました。

PwCの見解:

PwCは、借手と貸手の両方について首尾一貫したモデルを開発するという両審議会の目的に同意しますが、貸手の会計処理における混合モデルがその目的を達成させるものであるとは考えていません。

我々は、履行義務アプローチは、提案されている借手の会計処理と、概念的に整合しないと考えています。認識中止アプローチは、使用権モデルとより整合しますが、すべてのリースに当アプローチを適用することは、無形資産のリース/ライセンスの会計処理について、両審議会が最近の収益認識の公開草案で提示している処理と整合しません。PwCは、認識中止アプローチを適用する際の、不動産リース(公正価値とは異なる測定方法の場合)および定期チャーター船などの特定タイプのリースにおける多くの実務上の問題を認識しています。

PwCは、財務諸表利用者にとっては、借手の会計処理の方が貸手の会計よりも関心が高いと考える両審議会の認識と同じです。PwCは、両審議会が貸手と借手の会計処理を同時に検討することは良いと考えるものの、提案されている混合モデルが、現行ガイダンスに対して、その変更に伴う多額のコストを正当化するに足る意義ある改善ではない、と考えています。したがって、両審議会が、借手の会計処理と無形資産のリース/ライセンスの会計処理の両方に対して首尾一貫した貸手のアプローチを開発することができるまで、貸手は引き続き現行のリース・ガイダンスを適用することを推奨します。一方で、PwCは、現在の無形資産のライセンスについて、その会計処理にばらつきがあることを認識しています。したがって、現実的な対応策として、無形資産のリース/ライセンスの会計処理については収益認識の公開草案で提案されているモデルにより会計処理されることが許容されると考えます。

延長オプション

.29 EDではまず、現在の概念フレームワークの資産の定義を満たすとして、延長オプションを含めて資産を測定するとし、その後資産の金額に合せて負債を測定するとしています。しかしながら、回答者の多くは、先に負債の金額を決定することが適切であると考えています。このようなケースでは、多くの延長オプション、購入オプション、および一部の支払変動リース料は、概ね、現行の概念フレームワークにおける負債の定義を満たさないでしょう。

.30 負債の側面から測定を考える場合、回答者の多くは、リース期間に含まれる延長オプションの閾値について、EDが定める「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる」(すなわち、> 50% 確率)では低過ぎると考えます。大部分の回答者がEDにおけるこの閾値に賛成していないものの、適切な閾値については見解が分かれています。

.31 概して、閾値を上げることで基準案を適用しやすくすることと、閾値を高くし過ぎることで意図する会計結果を達成するために重要なストラクチャリング(例:20年のリースを、1日リースの延長オプションの連続により合計20年のリースに転換すること)の機会を与えてしまう懸念との間には対立がありました。多くの回答者は、ストラクチャリングに対する懸念は誇張されていると指摘しました。借手と貸手との間には自然なる市場の緊張関係対立があり、貸手はその投資を回収するために本質的に付随コストを上乗せし、結果このような極端に短期のリースを非経済的にするであろう、と指摘しました。これらの回答者は、ストラクチャリングが濫用される潜在的な可能性に対する懸念は、例外規定について判断する濫用禁止規定を通じて対応されるべきであり、正常な市場取引に悪影響を与える可能性のある一般基準の規則を通じて対応すべきではない、と考えています。

.32 数人の回答者は、行使の可能性に関する評価が加わることで、主観が入る要素が付加され、望ましくない会計操作が行われる可能性が加わり、比較可能性が低下すると指摘しました。

.33 閾値をどこに設定すべきかに関する異なる見解は、最高値から最低値まで、以下のとおりです。

- **すべてのオプションを除外し、解約不能条件のみとする。** この意見の回答者は、負債の厳格な定義に賛成しています。
- **実質的に保証/かなり確実(例:99%超の確率)** この見解の回答者は、負債の定義との整合性について議論しています。彼らは、一部の延長オプションはその行使が確実であるため、実際には当オプションは実体がないことを認識しています。実質的に保証されている延長オプションの場合、オプションの行使を回避する裁量権は、裁量権がある場合でも、実際はほとんどありません。この見解の回答者は、この閾値は相対的に理解しやすく適用が容易であると考えています。
- **合理的に保証/確実(例:75%超の確率)** この閾値は、延長オプションの行使に影響を与える経済的要因(直接および間接の両方)を考慮することを財務諸表作成者に要求しています。この見解の回答者は、この閾値の考え方は、現行モデルと整合しており、一般に理解されているため、理解しやすく適用が容易であると考えています。彼らは、リースの延長オプションが行使される確率の変動は、実際の事業上の判断(例:リース期間の終わりに近いとき、または、更新の期待、不動産に重要な新しい改良をすると決定したときなど)と密接に連動している可能性があるかと指摘しています。
- **発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる(50%超の確率)** 多くの回答者が、このレベルの閾値に固有の主観性を懸念するとともに、この閾値を適用する際の実務上の問題および見直しした際に見積りが大幅に変動する潜在的な可能性を懸念しています。
- **すべての延長オプションを含む** この意見をもつ回答者はほとんどいませんでした。

.34 数人の回答者(とくに不動産リースを行っている回答者)は、多くの場合において、延長オプションは実務上、むしろ「交渉権」という側面があるとし、借手に一定レベルの支配を与える場合があると指摘しました。これらの回答者は、借手は当初のリース期間後においても資産を使用し続けることができる一方、更新期間中の賃貸料は、交渉により当初契約の契約期間に定められていた賃貸料と異なる場合が頻繁にあることを指摘しました。これらの回答者は、過去の実務において契約条項を適用していなかった場合、契約条項に基づいて資産および負債を認識することに懸念を持っています。

PwCの見解:

リース期間に、延長オプションに含まれる期間の一部を含めるかまたは全部を含めるか、に関する定義は、貸借対照表上で認識される金額の大きさ、および損益計算書への認識パターンに重要な影響を与えます。

PwCは、リースのオプションの会計処理は、リースの原契約から分離すべきではないという見解に同意しています。しかしながら、オプションが行使された場合に支払われるリース料は、借手では負債の定義が満たされた場合、貸手では資産の定義が満たされた場合にのみ計上されるべきであると考えます。PwCは、オプションは、根本的に資産や負債とは異なると考えています。金融会計におけるその他のオプションと同様、リース期間の延長オプションは、オプションがすでに行使されたかのように会計処理されるべきではないと考えています。

上記の理由により、PwCは、閾値を「実質的に確実」なレベルに設定することが、公開草案における「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高い」閾値を採用するよりも、また現行の基準における「合理的に確実/保証」を維持するよりも、より良い解決法であると考えます。高い閾値の場合、再測定する必要性が減り、結果として、これに伴う変動性も低くなります。また、借手は使用権資産とリース債務を決定する際の、(変動リース料およびオプション期間の)見積りと判断における裁量を減らし、その

結果、新しい基準を適用する財務諸表の作成者のコストを減少させます。

変動リース料

.35 このEDは、すべての変動リース料を見積り、確率加重アプローチを用いて計上される金額に含めることを求めています(仮定のオプション期間の最低リース料を除く)。回答者の多くは確率加重アプローチに批判的であり、確率加重アプローチは、特にリース対象が多い場合においては、非常に複雑で非実用的であると考えています。

.36 多くの回答者が、可能性のあるシナリオを決めて確率を見積もることは、非常に主観的且つ恣意的であると見ています。これらの評価は、得てして、借手が想定する支払料となるように組立てられる可能性が高くなると考えられます。これらの回答者は、変動リース料を計上額に含める際には、「最善の見積り」アプローチがより適切であると考えています。

.37 多くの回答者は、見積り過程における主観性は、継続的に見積りを見直す必要性、および「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高い」閾値に基づく延長オプションをリース期間に含めることによりさらに拡大すると考えています。

.38 多くの回答者は、現行のリース・モデルにおける基礎と一貫させ、変動額の多くは除外されるべきだと考えています。彼らは、これらの支払料を見積るという規定は、非常に複雑で費用がかかる上に、財務諸表利用者への便益は多くないと考えています。一部の回答者は、変動リース料は、偶発事象が解決されるまで(例:特定の売上水準の充足時)、負債の定義を満たさないと考えています。

.39 その一方で、一部の回答者は、変動リース料を除外すると、契約上は変動であるものの、2当事者間で予定される契約内容とは整合していないリース条件を作るストラクチャリングの機会を招く可能性がある、という懸念を示しています。極端な例としては、結果的に、基本リース料がなくすべて変動リース料であるリースが出てくる可能性があります。このような事実パターンにおいて変動リース料を除外した場合、このリース取引は現行では会計処理されません。この回答者は、これらのリースの多くは、借手が実質的に支払うという明確な期待があり、その支払いを回避するという裁量権(がある場合には)を借手はほぼ有していないと考えているため、負債の定義がケースによっては満たされていると考えています。

.40 また、一部の回答者は、種類が異なる変動リース料は(例:使用量、業績、またはインデックス連動)は異なる方法で処理されるべきと考えています。ただし、排除する種類やその理由に関しては様々な見解があります。

.41 特定種類の変動リース料に関する様々な意見を以下に要約しました。

- **使用量ベースの変動リース料(例:マイルージに基づく支払)** この種類の変動リース料についてコメントした回答者の多くは、この種類は延長オプションと類似していると指摘し、借手の支配の範囲で回避することが合理的である場合には除外するべきであるとしています。
- **業績ベースの変動リース料(例:貸手の売上または利益に基づく支払)** この種類の変動リース料についてコメントした回答者には相反する見解がありました。一部の回答者は、この種類の変動リース料は「回避可能」であるため除外するべきであるとしています。他の回答者は、この種類のアプローチは、継続事業の会計処理と整合するため、含めるべきだと考えています。さらに、売上高や当期純利益などの偶発事象は、契約当事者の支配の範囲にないため計上すべき負債であると、金融負債に関するその他の会計ガイダンス(例:IAS第32号)に明確に記載されていること指摘しています。
- **指数ベースの変動リース料(例:CPIまたはLIBORの変動に基づく支払)** 回答者の多くは、この種類の要件は借手の支配の範囲にないため、この要件に関連する数値はリース資産および負債に含めるべきであると指摘しています。
- **残価保証** この種類の変動リースにコメントした多くの回答者は、当変動リース料が支払われると予想される場合には、支払料を含めるべきであると指摘しています。

PwCの見解:

PwCは、借手の支配の範囲にない変動リース料のみをリース資産および負債の算定に含めるべきだと考えています。借手の支配の範囲内にある変動リース料は、リース支払に含めるべきではありません。

PwCは、使用量に基づく変動リース料は除外し、業績ベース、指数ベースの変動リース料および残価保証は含めるべきだと考えています。

損益の認識パターン

.42 多くの回答者は、当EDは、リース取引を基本的に、売手のファイナンスに伴う資産の使用権の購入取引としてとらえていると考えています。このため、このような回答者は、ファイナンス要素に起因する前倒しの費用の認識パターンを受け入れています。

.43 しかし、他の回答者は、特定種類のリースは本質的にはファイナンスではない、またはリースは資産の使用権と切り離せないため、ファイナンスの他の形態とは根本的に異なっていると考えています。このため、これらの回答者は、費用の認識パターンについて非常に懸念しています。一部の回答者が、合算収益の認識について、より密接に経済状態(すなわち、現金)を表す費用認識アプローチを適用することが適切であると考えている一方で、標準的な基礎(すなわち、定額法)に基づいて費用を認識することを支持する回答者もいました。また、資産の減価償却方法において、その目標を達成するための潜在的可能性として、「相互関連アプローチ」または「償却基金減価償却法」を使用することを提案した回答者もいました。

.44 数人の回答者は、特定種類のリース(例:多くの設備リース)はファイナンス取引により近いとして、他の種類のリース(例:不動産リース)とは根本的に異なると指摘しました。これらの回答者は、リースは重要なファイナンスの要素を含んでいるとするEDの明示的な主張を疑問視するか、または複合アプローチ(オペレーティング・リース会計モデルの継続、または貸借対照表上にリースを反映させるものの費用の認識パターンにおいては現行のオペレーティング・リース会計と首尾一貫したモデル、のいずれか)が適切であると示唆しています。

.45 多くの回答者は、延長オプションおよび変動リース料を含める際の閾値が低いため、費用の前倒しの認識が増長されることも指摘しています。

PwCの見解:

PwCは、「使用権」モデルが採用される場合には、借手は使用権資産の償却費用、およびリース料支払債務にかかる利息費用を認識しなければならないことに合意しています。

しかし、EDの提案を適用した場合、多くの財務諸表利用者にとって、損益計算書の有用性が減少する可能性があります。このため、PwCは一部の利用者は引き続き報告上の数値を調整するであろうと考えます。EDの提案により費用は前倒しで認識され、結果として一部の利用者は引き続き報告上の数値を調整する可能性があることを、PwCは認識しています。

購入オプション

.46 EDは、購入オプションが行使される場合、契約を(借手による)購入および(貸手による)売却として会計処理することを提案しています。多くの回答者は、購入オプションをリース・モデルの一部とみなすべきであると指摘しました。これらの回答者の一部は、購入オプションは必然的に借手が長期的に原資産を「支配する」方法を表すものであり、多くが「交渉権」として延長オプションを活用する方法に類似すると考えています。一部の回答者は、購入オプションを除外することは、ストラクチャリングの機会を招くことになると指摘しました。

PwCの見解:

PwCは、購入オプションは延長オプションと同様の方法で会計処理されるべきだと考えています。購入オプションが行使前に検討される場合、適用ガイダンスが必要です。

複数要素契約、未履行費用、およびサービス契約

.47 多くの回答者が、組込リースが存在するか否かの評価、および、存在する場合に契約上の複数要素の金額の配分方法について、より多くのガイダンスが必要とされるという懸念をもっています。これらの回答者は、このような問題の一部は現在も存在しているものの、リース要素がオペレーティング・リースとして分類されれば会計上の影響は重大ではないことを指摘しています。この主張は、現行ガイダンスにおいては、貸借対照表上の影響がないこと、そしてリース要素およびサービス要素の損益の認識パターンが概ね同一であるという見解に基づいています。事実、財務諸表への影響が限定的であるため、現在は、識別されたリースがオペレーティング・リースであれば、多くの財務諸表作成者は潜在的な組込リースについて検討せず別個の要素として会計処理することはないと思われます。提案されているモデルにおいては、組込リースの会計上の影響がより大きい可能性があるため、複数要素契約に含まれるリースの識別と会計処理が、実質的に非常に重要となるでしょう。

.48 多くの回答者は、特定の事実パターン(特に不動産リース)におけるサービス費用および未履行費用の評価方法に懸念をもっています。一般的な不動産のサービス費用／未履行費用が、EDにおける「区別できるサービス」の定義(収益認識の公開草案より)を満たすかどうか不明確です。たとえば、不動産税の還付、または複数テナント・ビルの造園または除雪作業等において賃借人に按分される支払額が、区別できるサービスの定義を満たすと結論付けることは困難でしょう。さらに、区別できるサービスの定義を満たす可能性のある項目が、定義を満たさない項目と結合している可能性もあります。たとえば、賃借料が、不動産費用にプールされる金額の増減に基づいて変動する可能性があり、個々のサービス費用の増加が他の費用の減少と相殺される場合があります。この場合、区別できないサービスに関連する費用により、プールされた費用全体が区別できないとみなされる可能性があります。

.49 このようなサービス費用および未履行費用が、公開草案に含まれている定義を満たしているか否かにかかわらず、回答者の多くは、それらをリース資産および負債から除外すべきだと考えています。なぜなら、これらのコストを含めることで、リースと資産の所有とが同等の位置づけとならないからです。たとえば、不動産資産を完全に購入する場合、企業は、不動産税などの予想将来営業費用の現在価値を資産化しません。したがって、回答者は、これらのコストはリース会計においても資産化すべきではないと考えています。

.50 回答者は、設備のリースに関連して提供されるサービスについても同様の見解を表明しました。多くの回答者が、長期間にわたって提供されるサービスは資産の使用と区別されるべきであり、資産の原価に含めるべきではないと考えています。彼らは、ほとんどのサービスの価値は見積もることができるため、資産の測定から除外すべきであると考えています。回答者は、そのようなサービスは、EDに含まれる区別できるサービスの定義を満たす必要はないと考えています。

PwCの見解:

PwCは、リース契約の金額からサービス要素を区分する方法について多くの検討を行い、そのガイダンスが最終基準に提示される必要があると考えています。

両審議会は、基準案の適用において、モデルを変更する、もしくは、未履行費用と一般営業費用を区別できると考えられることを明確にすべきであると考えています。PwCは、この考え方は、リースはファイナンスの一形態であるとする両審議会の見解と首尾一貫していると考えます。

見直し

.51 多くの回答者は、見直しの規定に関しても懸念を持っています。これは、事務的な負担やコストに関する懸念だけでなく、見積りに変更が生じた場合のボラティリティがその理由です。一部の貸手は、個々のリースを見直すことが実務上において実施可能であるかについても懸念を持っており、リースに関連する見積りの見直しは、リースのポートフォリオのキャッシュ・フローに大幅な変動が予想される場合に限定すべきであると提案しました。

PwCの見解:

PwCは、リース期間および変動リース料の見直しを見直すことに合意しています。我々は、企業が各報告日にリース期間を見直すことで、財務諸表利用者はより目的適合性のある情報を受け取るという、両審議会の結論の根拠における判断に同意します。これは見直しをすることで現在の市況が反映されること、また、見直しをしないことで誤った業績を導く可能性があるためです。しかしながら、両審議会在最終的に選択する、リース期間に含める更新オプション期間に係る閾値が下がれば下がるほど、見直しの複雑性は高まり、修正がより頻繁に行われ、ボラティリティが高まると考えています。我々は、依然として、行使される可能性がほぼ確実なリース延長オプションのみを含めるとするPwCの提案が、財務諸表の作成者にとってコストおよび複雑性を最小限に抑えるのに加えて、目的適合性および最新の情報を提供するという目的に合致すると考えます。

PwCは、各リース資産に「大幅な変更」がある場合に見直しを要求する当基準案が有益だとは考えていません。「大幅」の評価に伴う判断レベルを考えた場合、減損分析と同様に、特定の兆候または再検討事象に基づいて見直し、さらに最低、各毎年で見直すとする前提をおくことを規定に補足することを提案します。これにより、変更が誤った会計期間に計上されるリスクを低減させることになります。

要求される追加ガイダンス

.52 多くの回答者は、最終基準の公表前に、まったく手がつけられていない、または更なる明確化が必要な多くの領域に追加ガイダンスが提供されるべきだと指摘しました。これらの領域には以下が含まれます。

- 使用する割引率/追加借入利率(100%ファイナンス・オプションは、市場に存在しない可能性、または借手が資産取得のファイナンス方法ともの首尾一貫しない可能性がある)
- 使用権資産に対する公正価値の上限
- 外貨換算の会計処理および、リース債務がASC830に基づく貨幣性債務として処理されるべきか
- 転リース・ガイダンス(特に貸手の会計処理が繰延または修正される場合)
- リースの契約締結日と開始日の間の時間の経過のみが要因である債務金額の変動
- リースの条件変更/契約終了
- リースのインセンティブ(「礼金」とリース料無料期間を含む)
- セール・アンド・リースバックおよびその他の認識の中止やリースバック取引(例:リースイン・リースアウトまたは「スピン・オフ」リースバック)
- 減損ガイダンスとの相互関係
- リース物件の改良との相互関係
- リースに伴う資産除去債務の処理
- ビルド・トゥ・スーツ・リース
- グループ会社間リースおよび連結グループ内のその他のリース取引

.53 多くの回答者が、最終基準において、より多くの事例や実務上の適用ガイダンスが提供されることを要望しています。

.54 多くの回答者が、投資不動産や企業結合に関連するガイダンスを含め、その他の既存のガイダンスに対する必要な派生的修正が、公開草案で不足していることに懸念を示しています。

PwCの見解:

PwCは、これらの問題の多くは、EDの中で全く対応されていないか、または対処が十分ではないと考えています。これらの問題の中には、広く影響するものや重要なものがあるため、最終基準において十分に対応される必要があると考えています。そうすることで、新基準の影響を受ける幅広い業界全体に、首尾一貫して客観的な方法で適用され得ると考えています。

経過措置

.55 多くの回答者は、経過措置に対する「簡便的な適及」アプローチは、影響を受ける多くの当事者にとって費用効果の高いアプローチだと指摘しました。また、多くの回答者は、企業が希望する場合、完全な適及的アプローチを適用することも認めるべきだと考えています。

.56 一部の回答者は、EDにおける「前倒の」費用の認識パターンの中には、リース期間の段階が異なるリース・ポートフォリオによって遞減される場合があると指摘しました。しかしながら、彼らは、非常に多くのリース契約を締結する借手にとって、簡便的な適及アプローチは、新基準の適用日においてリース・ポートフォリオ全体を新規リースとして扱うため、新基準の適用日におけるリース・ポートフォリオを適切に処理すると指摘しました。そのため、リースのポートフォリオ全体は、当該基準を長期適用した場合の結果と比較すると、費用が増大します。これらの回答者は、平均リース期間がより長いリース・ポートフォリオは、「正常化」するまでの期間が極端な場合もあると考えています。これらの回答者は、追加のコスト負担や努力する意思のある当事者は、完全適及の経過措置は認められるべきだと考えています。

.57 一部の回答者は、既存のリースについては、新規則の適用除外(祖父条項)とすること、または将来に向けた適用のみとすることを提案している者もいます。

.58 多くの回答者は、レバレッジド・リースについての別個の会計モデルが提示されるべきではないとする両審議会の見解に同意しました。これらの回答者は、現行のIFRSにおいて類似するモデルがないこと、また、その他の多くの分野の会計処理において、債務と資産の相殺が認められていないこと、または税引前リース会計に税金関連を含めることを認めていないことを指摘しました。一部の回答者は、レバレッジド・リースの会計モデルは、その取引の経済実態(基本的に、レバレッジと税務上の取扱い両方に依存)をより正確に表しているという反対の意見を表明しました。これは、基本的に、レバレッジと税務上の取扱いの両方に依存するものです。この同じ回答者は、レバレッジド・リースの会計処理が排除された場合には、既存の契約は新規則の適用除外とすべきであると考えています。

.59 EDは、早期適用も排除しています。一部の回答者は、早期適用は認められるべきだと指摘しました。

.60 多くの回答者は、最終基準の公表前に以下を含む追加の経過規定のガイダンスを要求しました。

- リース期間や変動リース料の見積りを決定において、「後知恵(hindsight)」をどのように考慮すべきかに関する適用ガイドライン
- セール・アンド・リースバック取引における以前に繰り延べられた利得の取扱い
- 過去のセール・アンド・リースバックに関する追加規則の適用
- レバレッジド・リース会計を除外した場合に発生する実務上の問題
- 2003年5月28日(EITF01-8の当初の移行日)より後に開始された、企業の翌会計年度の前に締結され、その後修正されていない取引についての、EITF01-8によるUS祖父条項の潜在的除外

PwCの見解:

PwCは、経過規定における簡便的なアプローチは必要であることに合意しています。しかし、PwCは、提案された簡便的な適及アプローチは、本来求められているレベルまでには簡便化されておらず、必ずしもすべてのケースにおいて最善の表示ではないと考えています。

PwCは、簡便的な適及的アプローチは多くの場合、適切で費用効果が高い対応であると考える一方で、完全な適及的アプローチを実施する意思がある企業については、より忠実に比較表示することとなるため、完全な適及的アプローチを排除すべきではないと考えています。

PwCは、新ガイドランスは借手の財務報告を改善すると考えるため、財務諸表の作成者は希望する場合には早期適用は認められるべきである、と考えています。

開示

.61 回答者の大部分は、借手と貸手に後述の定性的および定量的情報の開示を要求する全般的な開示目的を支持しました。(i)リースから生じた財務諸表に認識された金額を識別し、説明する情報、および(ii)リースが、どのように企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期および不確実性に影響する可能性があるかを記述する情報。ほとんどの回答者は、主要な条件および仮定、ならびにリース資産および負債の期首残高と期末残高との調整を説明する開示も支持しました。しかしながら、多くの回答者は、(i)会社におけるリース取引の重要性に関する開示量、および(ii)リースに関する金額の個別表示を財務諸表の本体で行うかまたは注記で行うか、などの開示の判断は、財務諸表の作成者に委ねられるべきであると考えています。

.62 多くの回答者は、これらの開示規定については、その適切な開示レベルについては、判断に委ねられるべきであるという見解を示しており、新基準において(有用な情報を提供しない)膨大な開示を強制すべきではないとしています。

.63 多くの回答者は、開示事例は有益であると提案しました。

PwCの見解:

PwCは、EDに概略されている開示目的に合意しており、現行の規定に比較して財務諸表利用者への情報を向上させると考えます。しかしながら、公開草案で要求されている定性的および定量的な情報の項目が広範であるため、特定の借手または貸手にとってのリースの重要性に関係なく開示を強制した場合には、結果的に、財務諸表利用者に関係のない、また重要でない情報が、形式的に開示されることになる、とPwCは考えています。

PwCは、開示に関する包括的な規定は、財務諸表利用者がリース・ポートフォリオから発生する個別のキャッシュ・フローの金額、時期および不確実性を理解することができる十分な開示を提供することであると、両審議会の目的と首尾一貫していることが重要だと考えます。

実行可能性および費用対効果

.64 回答者の多くは、借手および貸手における新しいモデル案の実行可能性と費用対効果の関係に懸念を表明しました。これらの懸念の多くは、更新オプションおよび変動リース料の両方に関して、新しいリース基準が要求している重要な判断および見積り(リース契約締結日とその後の見直し時点)に関連しています。これらの回答者は、大量のリース・ポートフォリオにおいて、このような判断や見積りは時間とともに大幅に変動する可能性があり、その結果、重要な調整、ボラティリティ、そして比較可能性の低下が発生すると考えています。

.65 また、多くの回答者は、算定に含まれるオプション期間の閾値を上げること、およびリース資産およびリース債務から様々なタイプの変動リース料を除外することにより、一部の提案が変更された場合、借手において、実行可能性と費用対効果の関係が改善するとも考えています。

.66 多くは、貸手においては、現行モデルから新モデルへの改善(がある場合)は、新基準適用に関して多額のコストが発生する可能性は少ないと考えています。

PwCの見解:

PwCが両審議会に提示した内容の多く(たとえば、延長オプションの扱い方)は、借手の会計処理において実行可能性と費用対効果の関係を改善させるのに有用であるでしょう。

PwCは、公開草案における貸手の混合モデルは、財務諸表利用者のニーズを満たしておらず、さらには適用に係るコストに見合う、現行モデルからの十分な改善を提示していないため、支持していません。

税務/規制上の影響

.67 多くの回答者は、意図しない経済的状況を招かないためにも、新しいモデルの潜在的な影響を考慮して、様々な税務および規制当局に対するアウトリーチ活動を要求しています。これには、以下が含まれます。

- 銀行およびその他の金融機関に対するリスクに基づく自己資本規制
- 連邦税、州税、および外国税の影響
- 支払賃料が回収可能であるが、償却および利息費用は回収できない可能性がある、政府の「コスト・プラス」契約
- 公認会計士事務所の独立性規則への影響(この規則は現在、オペレーティング・リースについて特定の除外規定があります。)

PwCの見解:

PwCは、これらの領域すべてについて、実行可能である場合には、いずれの場合も最終基準が適用される前に、速やかに適切な当事者ともに対応される必要があると考えています。

質問

.68 当DataLineに関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。当DataLineに関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Group のリース・チーム(1-973-236-7805)までお問い合わせください。

Datalines address current financial-reporting issues and are prepared by the National Professional Services Group of PwC. This publication has been prepared for general information on matters of interest only, and does not constitute professional advice on facts and circumstances specific to any person or entity. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication. The information contained in this material was not intended or written to be used, and cannot be used, for purposes of avoiding penalties or sanctions imposed by any government or other regulatory body. PwC, its members, employees and agents shall not be responsible for any loss sustained by any person or entity who relies on this publication.

© 2011 PwC. All rights reserved. Not for further distribution without the permission of PwC. “PwC” refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), or, as the context requires, individual member firms of the PwC network. Each member firm is a separate legal entity and does not act as agent of PwCIL or any other member firm. PwCIL does not provide any services to clients. PwCIL is not responsible or liable for the acts or omissions of any of its member firms nor can it control the exercise of their professional judgment or bind them in any way. No member firm is responsible or liable for the acts or omissions of any other member firm nor can it control the exercise of another member firm’s professional judgment or bind another member firm or PwCIL in any way.

To access additional content on reporting issues, register for CFOdirect Network (www.cfodirect.pwc.com), PwC’s online resource for financial executives.